

遅延損害金・延滞金の計算方法について

遅延損害金・延滞金は、納入期限の翌日から、お支払いいただいた日までの日数に応じて、下記の計算により算出します。

◆水道料金のお支払いが納入期限を過ぎた場合

遅延損害金の計算式>

$$\boxed{\text{水道料金}(\ast 1)} \times \boxed{\text{利率}(\ast 2)} \times \boxed{\text{日数}(\ast 3)} \div 365 \text{ 日} = \boxed{\text{遅延損害金}}$$

- ※1 2,000 円以上を対象とし、1,000 円未満の端数を切り捨てます。
- ※2 年3%です。(民法404 条に規定している法定利率となります。)
- ※3 納入期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

【算出した遅延損害金の端数処理】

- ・算出額が、100 円未満の場合は全額を切り捨て、遅延損害金は徴収しません。
- ・算出額に100 円未満の端数がある場合は、端数を切り捨て、100 円単位で徴収します。

◆下水道等使用料の支払いが納入期限を過ぎた場合

<延滞金の計算式>

$$\boxed{\text{下水道等使用料}(\ast 4)} \times \boxed{\text{利率}(\ast 5)} \times \boxed{\text{日数}(\ast 6)} \div 365 \text{ 日} = \boxed{\text{延滞金}}$$

- ※4 2,000 円以上を対象とし、1,000 円未満の端数を切り捨てます。
- ※5 最初の1ヵ月は年2.4%で、2ヵ月目以降は年8.7%となります。
*令和4年中の利率です。利率は年ごとに異なります。
- ※6 納入期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数
*最初の1ヵ月と2ヵ月目以降の日数に応じて、それぞれの利率を乗じて計算します。

【算出した延滞金の端数処理】

- ・算出額が、1,000 円未満の場合は全額を切り捨て、延滞金は徴収しません。
- ・算出額に100 円未満の端数がある場合は、端数を切り捨て、100 円単位で徴収します。